

静電靴検査票

規格	種類	一般静電作業靴	
	電気抵抗(R) ×10 ⁶ Ω[MΩ] <環境区分2>	23±2°C	0.1 ≤ R ≤ 100
		0+2°C	0.1 ≤ R ≤ 1000
製造番号		No.	
電気抵抗 ×10 ⁶ Ω[MΩ]	試験結果		
		左	右
	前		
	後		
合・否判定			
検査年月日			
検査担当者			
着用年月日		年	月日
所属			
氏名			

注) 検査は JS T103 -1983版第2試験方法に準じた方法で全数検査を実施しています。
 お願い: 太枠内の事項をご記入の上、管理担当部門にお渡しください。



当社静電靴をお買い上げいただきまして誠にありがとうございます。
 静電気帯電防止及び安全確保上、ご使用の際下記の事項を厳守されますようお願いいたします。

取扱説明書

<ご使用上の注意>

- この静電靴は、JIS T8103（静電気帯電防止靴）の規定による「一般静電作業靴」の帯電防止性能を有した靴です。
- この靴は、静電気帯電防止環境での使用を目的に企画開発された商品です。使用目的以外の用途には使用しないでください。
- この靴は、人体の静電気帯電防止を目的としております。一般の靴より通電効果が高いため、作業環境の電源などには注意してください。また、感電防止を目的とした靴ではないので電気機器、配線などの充電部（裸線など）に触れないようにしてください。
- 絶縁性のプラスチック系貼り床、塗リ床などでは帯電防止性能が発揮できませんので、床の静電気対策も実施してください。
- この靴底に塗料、樹脂などの絶縁性物質が付着した場合、帯電防止性能が低下しますので、取り除いてください。
- この靴が下記のような状態になった場合は、電気抵抗値が変化しますので使用しないでください。
 - 靴が水や導電性の液体で濡れたとき。
 - 靴底が摩耗し、ミッドソールが露出している場合。
 - 靴底に釘や金属片など導電性の異物が刺さったり付着した場合。
- 静電靴の帯電防止性能を維持するために、下記の事項を厳守してください。
 - 内部構造を改良しないこと。
 - 絶縁性の中敷を使用しないこと。
 - 厚手の靴下を使用しないこと。
- 甲被（アッパー）や中敷、靴底（アウトソール）が損傷した場合は、速やかに交換してください。

<洗濯注意>

- 靴の洗濯については、下記の事項をお守りください。
- 洗剤はシューズ専用洗剤あるいは漂白剤の入っていない中性洗剤をご使用ください。
 - 塩素系洗剤、塩素系漂白剤は使用しないでください。使用されますと通電構造をもった繊維の金属イオンが破壊され、通電効果がなくなることがあります。通電構造部分を洗濯する際は強くこすらないようにしてください。